

議案第 4 1 号

平成 2 5 年度川崎市公債管理特別会計予算

平成 2 5 年度川崎市の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 235,159,541千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 2 5 年 2 月 1 4 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 財産収入		1,879,058 ^{千円}
	1 財産運用収入	1,879,058
2 繰入金		180,657,482
	1 基金繰入金	35,861,888
	2 他会計繰入金	144,795,594
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 市債		52,623,000
	1 借換債	52,623,000
歳入	合計	235,159,541

歳出

款	項	金額
1 公債費		224,991,243 ^{千円}
	1 公債費	224,991,243
2 諸支出金		10,166,298
	1 繰出金	10,166,298
3 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳出	合計	235,159,541

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	千円 52,623,000	銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。	年 5.0% 以 内 ただし、 利率見直し方式で 借り入れる資金について、 利率の見直しを行った後においては、 当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から25年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。